

平成29年度 特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1 基本方針

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して、特定教育・保育施設等の設置者・事業者の責務、特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育）の提供及び施設・事業所の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るための指導等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

2 対象施設・事業

(1) 特定教育・保育施設

- ① 認定こども園（私立）
- ② 保育所（私立）
- ③ 幼稚園（私立） ※私学助成を除く。

(2) 特定地域型保育事業

- ① 小規模保育事業
- ② 事業所内保育事業
- ③ 家庭的保育事業
- ④ 居宅訪問型保育事業

※③④の事業について、平成29年4月1日現在、各市町村での実施がない。

3. 指導形態

(1) 集団指導

各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。実施頻度は、年1回以上とする。

(2) 実地指導

実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施設長と面談し、関係書類等を確認する方法により行う。

実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、原則として3年に1回実施するため、特定教育・保育施設等の種類、運営主体及び過去の指導内容等を考慮し、対象を選定する。

4. 実地指導の重点項目

(1) 利用定員の遵守状況の確認

受け入れ子ども数を確認し、特定教育・保育施設等の種類に応じて定められた利用定員の遵守状況を確認する。

(2) 重要事項説明書の策定・掲示状況の確認

重要事項説明書（運営規程等の概要を記した文書）について、特定教育・保育等の提供の開始に際し、あらかじめ保護者に交付し、説明を行ったうえで同意を得ているかどうかを確認する。

また、重要事項が施設・事業所の見やすい場所に掲示されているかどうかを確認する。

(3) 職員研修の確認

職員の資質の向上のために、研修会への参加状況や機会の確保について確認する。

(4) 苦情解決の確認

利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速に対応するため、苦情を受け付ける窓口等を設置する等必要な措置を講じているか確認する。

(5) 記録の整備の確認

特定教育・保育施設等が、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているかどうかを確認する。

また、特定教育・保育、又は特定地域型保育の提供に関する記録を5年間保存しているかどうかを確認する。

(6) 利用者負担の受領状況の確認

施設・事業所において徴収する利用者負担額について、保護者の同意を得て適切に徴収がされているかどうかを確認する。

(7) 給付費の請求の確認

給付費の請求にあたり、利用児童数や加算・調整の内容が適正かを確認する。

6. 平成29年度指導監査実施数（予定）

	認定子ども園 (私立)		保育所(私立)		幼稚園(私立)		小規模保育事業		事業所内 保育事業		家庭的保育事業		居宅訪問型 保育事業		計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖 縄 市	0	0	45	19	0	0	4	4	1	1	—	—	—	—	50	24
うるま市	0	0	35	14	0	0	4	4	0	0	—	—	—	—	39	18
宜野湾市	2	0	29	4	1	0	14	14	1	1	—	—	—	—	47	19
北 谷 町	1	0	5	1	0	0	3	3	1	1	—	—	—	—	10	5
嘉手納町	1	0	2	0	0	0	2	2	1	1	—	—	—	—	6	3
西 原 町	0	0	10	3	0	0	2	2	1	1	—	—	—	—	13	6
読 谷 村	0	0	9	4	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	10	4
北中城村	1	1	3	1	0	0	0	0	1	1	—	—	—	—	5	3
中 城 村	3	1	3	1	0	0	1	1	1	1	—	—	—	—	8	4
	8	2	141	47	2	0	30	30	7	7	—	—	—	—	188	86

※私学助成除く